

## ○特定個人情報保護委員会規則第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、特定個人情報保護評価に関する規則を次のように定める。

平成二十六年 月 日

特定個人情報保護委員会委員長 堀部 政男

特定個人情報保護評価に関する規則（案）

（特定個人情報保護評価の実施）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）

第二十六条第一項に規定する特定個人情報保護評価（以下単に「特定個人情報保護評価」という。）は、

法第二十七条の規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第 号）第 条の規定及びこの規則の規定並びに法第二十六条第一項の規定に基づき特定個人情報保護委員会が定める指針（以下単に「指針」という。）に基づいて実施するものとする。

## (定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 基礎項目評価書 法第二条第十四項に規定する行政機関の長等（以下単に「行政機関の長等」という。）が、指針で定めるところにより、法第二十七条第一項第一号から第四号までに掲げる事項を評価した結果を記載した書面をいう。

二 重点項目評価書 行政機関の長等が、指針で定めるところにより、法第二十七条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因の概要を評価した結果を記載した書面をいう。

三 地方公共団体等 行政機関の長等のうち、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人をいう。

（特定個人情報保護評価の計画を記載した書面の提出）

第三条 行政機関の長等は、基礎項目評価書、重点項目評価書及び法第二十七条第一項に規定する評価書を特定個人情報保護委員会に提出するときは、当該行政機関の長等が実施する特定個人情報保護評価の計画

その他指針で定める事項を記載した書面を併せて提出するものとする。

(法第二十七第一項の特定個人情報ファイル)

第四条 法第二十七条第一項の特定個人情報保護委員会規則で定める特定個人情報ファイルは、次に掲げるものとする。

一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第十条第二項第三号  
若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第六条に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第十二条第一項第一号若しくは独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十九号）第四条第一号若しくは第二号に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は行政機関の長等（行政機関及び独立行政法人等を除く。）の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者若しくはこれらの者の被扶養者若しくは遺族に係る個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項に規定する個人情報データベース等であつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事

項若しくはこれらに準ずる事項を記録するもののうち、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第四項第二号に規定する個人情報ファイルであつて行政機関が保有するもの、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第四項第二号に規定する個人情報ファイルであつて独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律第二条第二項第二号に規定する個人情報データベース等であつて行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものに該当する特定個人情報ファイル

三 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数が千人未満である場合における、当該特定個人情報ファイル

四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十一條第一項の規定により設立された健康保険組合の保有する被保険者若しくは被保険者であった者又はその被扶養者の医療保険に関する事項を記録する特定個人情報ファイル

五 国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連

合会、地方公務員共済組合連合会、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十二条第二項に規定する存続組合、同法附則第四十八条第一項の規定により指定された指定基金又は地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会（以下この号において「共済組合等」という。）の保有する、当該共済組合等の組合員若しくは組合員であつた者又はその被扶養者の共済に関する事項を記録する特定個人情報ファイル

六 法第十九条第七号に規定する情報照会者（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）の保有する特定個人情報ファイルであつて、法別表第二の第二欄に掲げる事務において保有するもの以外のもの及び法第十九条第七号に規定する情報提供者（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。）の保有する特定個人情報ファイルであつて、当該情報提供者が個人番号を用いる事務において保有するもの（法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報を記録するものに限る。）以外のもの

七 会計検査院が検査を行うために保有する特定個人情報ファイル

八 行政機関の長等が、次条第二項の規定による基礎項目評価書の公表を行つた場合であつて、当該基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが次のいずれかに該当するときにおける、当該基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル

イ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数が千人以上一万人未満であるとき

ロ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数が一万人以上十万人未満であり、かつ、当該事務に従事する者の数が五百人未満である場合であつて、過去一年以内に特定個人情報の漏えいその他の事故（重大なものとして指針で定めるものに限る。以下「重大事故」という。）が発生していないとき

九 行政機関の長等が、第六条第三項の規定による重点項目評価書の公表を行つた場合における、当該重点項目評価書に係る特定個人情報ファイル

十 地方公共団体等が、第七条第六項の規定による評価書の公表を行つた場合における、当該評価書に係る特定個人情報ファイル

## (基礎項目評価)

第五条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（前条第一号から第七号までのいずれかに該当するもの）を除く。以下この条及び次条において同じ。）を保有しようとするとときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、基礎項目評価書を特定個人情報保護委員会に提出するものとする。

2 行政機関の長等は、前項の規定により基礎項目評価書を提出したときは、速やかに当該基礎項目評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項の規定を準用する。

## (重点項目評価)

第六条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイルを保有しようとする場合であつて、当該特定個人情報ファイルが次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、重点項目評価書を特定個人情報保護委員会に提出するものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一條に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数が一万人以上十万人未満である場合であつて、当該事務に従事する者の数が五百人以上あると

き又は当該特定個人情報ファイルを保有する行政機関の長等が過去一年以内に重大事故を発生させたとき

二 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において保有する全ての特定個人情報ファイルに記録される本人の数が十万人以上三十万人未満であり、かつ、当該事務に従事する者の数が五百人未満である場合であつて、過去一年以内に重大事故が発生していないとき

2 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、前項第一号又は第二号に該当するとき（当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ又はロに該当している場合に限る。）は、行政機関の長等は、重点項目評価書を特定個人情報保護委員会に提出するものとする。

3 行政機関の長等は、前二項の規定により重点項目評価書を提出したときは、速やかに当該重点項目評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

（地方公共団体等による評価）

第七条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第四条第一号から第九号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第二十七条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないとき（当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ若しくはロ又は前条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。）は、地方公共団体等は、法第二十七条第一項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。

3 前二項の規定による評価書の公示については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

4 第一項前段及び第二項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取

扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第十一条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

5 地方公共団体等は、前項の規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行つた後に、当該評価書を特定個人情報保護委員会に提出するものとする。

6 地方公共団体等は、前項の規定により法第二十七条第一項に規定する評価書を提出したときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

(行政機関等による評価)

第八条 第十四条第三項の規定により準用する同条第二項の規定により行政機関の長等（地方公共団体等を除く。以下この条において同じ。）が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイル（当該特定個人情報ファイルが、第十四条第三項の規定により準用する同条第一項の規定による修正前においては、第四条第八号イ若しくはロ又は第六条第一項第一号若しくは第二号に該当していた場合に限る。）が、第四

条第八号イ若しくはロ又は第六条第一項第一号若しくは第二号のいずれにも該当しないときは、行政機関の長等は、法第二十七条第一項前段、第二項前段及び第三項に規定する手続を経て、同条第四項に規定する公表を行うものとする。この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

#### (評価の時期)

第九条 行政機関の長等は、法第二十七条第一項の規定による評価書の公示を行うに当たっては、当該評価書に係る特定個人情報ファイルが電子情報処理組織により取り扱われるものであるときは、指針で定めるところにより、当該特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織を構築する前に行うものとする。第五条第一項前段の規定による基礎項目評価書の提出、第六条第一項の規定による重点項目評価書の提出及び第七条第一項の規定による評価書の公示を行う場合も、同様とする。

#### (評価書の公示)

第十条 法第二十七条第一項の規定による評価書の公示は、犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために保有する特定個人情報ファイルに係る評価書については、適用しない。

2 行政機関の長等は、法第二十七条第一項に規定する公示を行うに当たり、同項に規定する評価書に記載した事項を公示することにより、特定個人情報の適切な管理に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、評価書に記載する事項の一部を公示しないことができる。

(重要な変更)

第十一条 法第二十七条第一項及び第二項の特定個人情報保護委員会規則で定める重要な変更は、本人として特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲の変更その他特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更として指針で定めるものとする。

(記載事項)

第十二条 法第二十七条第一項第七号の特定個人情報保護委員会規則で定める事項は、特定個人情報ファイルの取扱いにより個人の権利利益を害する可能性のある要因とする。

(評価書の公表)

第十三条 法第二十七条第四項の規定による評価書の公表については、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

## (評価書の修正)

第十四条 行政機関の長等は、少なくとも一年ごとに、法第二十七条第四項の規定による公表をした評価書（第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした評価書）に記載した事項の見直しを行うよう努めるものとし、行政機関の長等が重大事故を発生させた場合その他当該評価書に記載した事項に変更があつた場合（法第二十七条第一項に規定する重要な変更に該当する場合を除く。）は、速やかに当該評価書を修正し、特定個人情報保護委員会に提出するものとする。

2 行政機関の長等は、前項の規定による提出をしたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

この場合においては、第十条第一項及び第二項の規定を準用する。

3 前二項の規定は、第五条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書、第六条第三項の規定による公

表をした重点項目評価書及び第七条第六項の規定による公表をした評価書に準用する。

（一定期間経過後の特定個人情報保護評価）

第十五条 行政機関の長等は、指針で定めるところにより、第五条第二項の規定による公表をした日、第六条第三項の規定による公表をした日、第七条第六項の規定による公表をした日又は法第二十七条第四項の

規定による公表をした日（第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした日）から一定期間を経過するごとに、それぞれの規定による公表をした基礎項目評価書、重点項目評価書又は法第二十七条规定する評価書に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、再び特定個人情報保護評価を実施するよう努めるものとする。

（事務の実施をやめた旨の通知）

第十六条 行政機関の長等は、第五条第二項の規定による公表をした基礎項目評価書、第六条第三項の規定による公表をした重点項目評価書、第七条第六項の規定による公表をした評価書及び法第二十七条第四項の規定による公表をした評価書（第八条の規定による公表をした場合は、同条の規定による公表をした評価書）に係る特定個人情報ファイルを取り扱う事務の実施をやめたときは、遅滞なく、特定個人情報保護委員会に対しその旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。